

香川地方最低賃金審議会
第3回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時：令和6年8月1日（木）15：20～17：00

1 主な審議事項

- (1) 「令和6年卒 新規学卒者初任給情報」等について
- (2) 香川県最低賃金額改正の審議について

2 議事要旨

- (1) 「令和6年卒 新規学卒者初任給情報」等について
「令和6年卒 新規学卒者初任給情報」等について説明
- (2) 香川県最低賃金額改正の審議について

労使各側委員の主張内容及び公益委員の考え方

労働者側委員	<p>(1回目) 76円引上げ、時間額994円を提示する。 根拠：香川県の連合リビングウェイジの時間額1070円を2年で達成できる金額とした。</p> <p>(2回目) 67円引上げ、時間額985円を提示する。 根拠：中賃の目安小委員会において労側委員が提示した金額とした。</p> <p>(3回目) 64円引上げ、時間額982円を提示する。 根拠：新しい資本主義のグランドデザインに掲げられている1500円の達成時期を2032年とした場合、9年後に達成できる金額とした。</p>
使用者側委員	<p>(1回目) 27円引上げ、時間額945円を提示する。 根拠：令和6年賃金改定状況調査結果の第4表③の香川県が属するBランクの男女計及び産業計の賃金上昇率2.9%を現在の最低賃金額918円に乗じて少数点以下を切り上げて27円とした。</p> <p>(2回目) 33円引上げ、時間額951円を提示する。 根拠：令和6年5月分消費者物価指数(高松市)の前年同月比の上昇率3.6%を現在の最低賃金額918円に乗じて少数点以下を切り下げて33円とした。</p> <p>(3回目) 提示せず。</p>
公益委員	全会一致

3 審議の結果

- (2) 香川県最低賃金額改正の審議について
引き続き、次回専門部会で審議することとなった。